

【参考資料⑤】

公正取引委員会 提出資料について

令和4年10月18日

第15回トラック輸送における取引環境・労働時間改善

中央協議会 会議資料



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



価格転嫁対策について

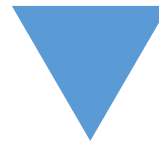
第15回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会
御説明資料

令和4年10月18日

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部企業取引課

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージの概要

- 令和3年12月27日、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられた。
- 中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう、政府横断的な転嫁対策に取り組む。
- 公正取引委員会・中小企業庁は、事業所管省庁と緊密に連携を図り、下請事業者から寄せられた情報も活用し、体制強化を行いつつ、執行強化の取組を進めていく。



<具体的な取組>

- ① **価格転嫁円滑化スキームの創設**（公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁）
- ② **独占禁止法の執行強化**（公正取引委員会）
- ③ **下請法の執行強化**（公正取引委員会・中小企業庁）

①価格転嫁円滑化スキームの創設（公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁）

■ 業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みの創設

- 公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、①関係省庁からの情報提供や要請を受けるとともに、②下請事業者が匿名で違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を提供できる「違反行為情報提供フォーム」をHPに開設（1月26日開設済）し、広範囲に情報提供を受け付ける【実施中】
- 令和3年度末までに把握した情報に基づき、事例、実績、業種別状況等についての報告書を取りまとめ【5月31日公表】
- 重点立入業種を定めて重点的な立入調査を実施（重点立入業種として道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定）【5月31日重点立入業種を選定】
- 公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業による法遵守状況の自主点検を要請【9月14日下請法違反行為が多く認められる業種として19業種、荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種として5業種を選定し、自主点検を開始。11月を目途に点検結果を取りまとめ、公表】

①価格転嫁円滑化スキームの創設（公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁）

下請法違反行為が多く認められる業種における
法遵守状況の自主点検対象 19 業種

番号	業種名
1	化学工業
2	鉄鋼業
3	非鉄金属製造業
4	金属製品製造業
5	はん用機械器具製造業
6	生産用機械器具製造業
7	業務用機械器具製造業
8	電子部品・デバイス・電子回路製造業
9	電気機械器具製造業
10	情報通信機械器具製造業
11	輸送用機械器具製造業
12	放送業
13	情報サービス業
14	映像・音声・文字情報制作業
15	道路貨物運送業
16	各種商品卸売業
17	機械器具卸売業
18	広告業
19	技術サービス業

下請法違反被疑事件の処理件数を基礎として、当該業種における総事業所数当たりの件数等を総合的に勘案して、法遵守状況の自主点検の対象となる 19 業種を選定。

荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為
が多く認められる業種における法遵守状況の
自主点検対象 5 業種

番号	業種名
1	化学工業
2	生産用機械器具製造業
3	放送業
4	各種商品卸売業
5	機械器具卸売業

荷主と物流事業者との取引について、荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種として、注意喚起文書の送付件数を基礎として、当該業種における総事業所数当たりの件数等を総合的に勘案して、法遵守状況の自主点検の対象となる 5 業種を選定。

②独占禁止法の執行強化（公正取引委員会）

- 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、下請法の適用対象とならない取引も含めて、**新たに独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査を実施**。関係事業者に対し、立入調査の実施や、具体的な懸念事項を明示した文書を送付【3月30日に緊急調査の中心となる対象業種として22業種を選定。6月3日に受注者向けの調査票を8万通発送。8月30日に発注者向けの調査票を3万通発送。】
- 優越的地位の濫用に係る事件調査を効率的かつ効果的に行うため、「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、必要な是正措置を講じてきたが、**新たに「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を設置**し、上記の問題業種における関係事業者に対して機動的な調査と文書送付を行い、優越的地位の濫用の未然防止をより一層図っていく。【2月16日設置済。5月20日「優越Gメン」の体制創設】
- 大企業と**スタートアップとの取引に関する調査を実施**。関係事業者に対し、立入調査の実施や具体的な懸念事項を明示した文書を送付【6月15日調査票発送】

②独占禁止法の執行強化（公正取引委員会）

緊急調査の中心となる対象業種一覧

番号	業種名	番号	業種名
1	総合工事業	1 2	電気機械器具製造業
2	食料品製造業	1 3	輸送用機械器具製造業
3	家具・装備品製造業	1 4	放送業
4	パルプ・紙・紙加工品製造業	1 5	映像・音声・文字情報制作業
5	印刷・同関連業	1 6	道路貨物運送業
6	窯業・土石製品製造業	1 7	各種商品卸売業
7	非鉄金属製造業	1 8	飲食料品卸売業
8	金属製品製造業	1 9	各種商品小売業
9	はん用機械器具製造業	2 0	飲食料品小売業
1 0	生産用機械器具製造業	2 1	広告業
1 1	業務用機械器具製造業	2 2	その他の事業サービス業

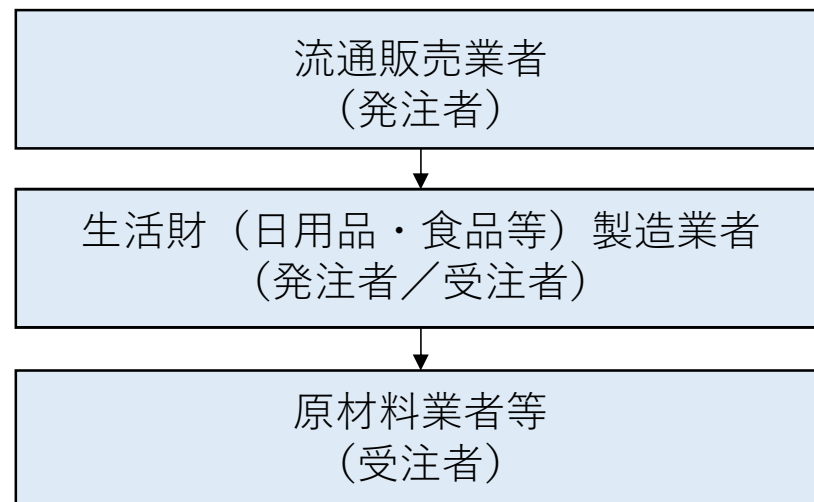
注 業種名は日本標準産業分類（平成25年10月改定 総務省）上の中分類による。

独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査について

- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」では、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、令和3年度内に選定を行い、令和4年度に緊急調査を実施することとされた。
- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、関係省庁からの情報提供や要請等を踏まえ、発注者側・受注者側の両面の立場があることを整理し、サプライチェーンのつながりに基づき、緊急調査の中心となる対象業種として22業種を選定した。

サプライチェーン・バリューチェーン全体の価格転嫁の構造

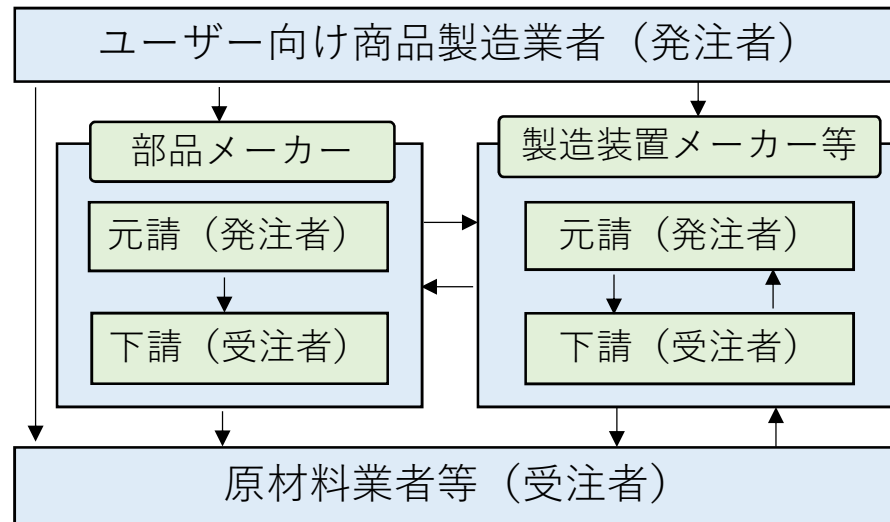
類型1 生活・暮らしを支え、豊かにする各種商品を製造・販売する生活関連のサプライチェーンを構築しているもの



中心となる対象業種

食料品製造業
パルプ・紙・紙加工品製造業
印刷・同関連業
各種商品卸売業
飲食料品卸売業
各種商品小売業
飲食料品小売業

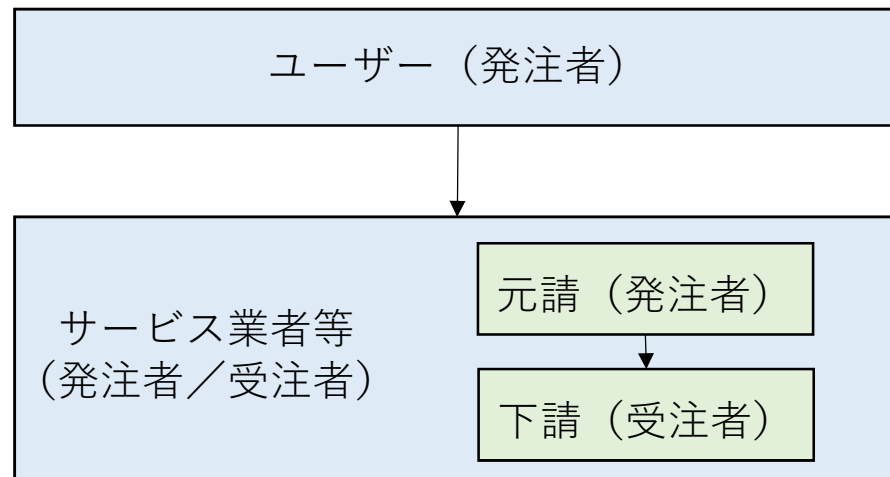
類型2 原材料から加工、部品、完成品の納入というサプライチェーンを形成しているもの



中心となる対象業種

パルプ・紙・紙加工品製造業
 印刷・同関連業
 窯業・土石製品製造業
 非鉄金属製造業
 金属製品製造業
 はん用機械器具製造業
 生産用機械器具製造業
 業務用機械器具製造業
 電気機械器具製造業
 輸送用機械器具製造業

類型3 生活・暮らしを支え、豊かにするサービスの提供に関するものであって、役務の委託関係があるもの



※下請・孫請取引もある

中心となる対象業種

総合工事業
 家具・装備品製造業
 窯業・土石製品製造業
 非鉄金属製造業
 金属製品製造業
 放送業
 映像・音声・文字情報制作業
 道路貨物運送業
 広告業
 その他の事業サービス業

○令和3年度の調査結果の概要①(令和4年5月25日公表)

1 調査の方法

- 荷主と物流事業者との間の運送又は保管に係る継続的な取引を対象に、以下の要領で書面調査を実施。
- 書面調査の結果、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案につき、荷主19名に対する立入調査を実施。

	荷主向け	物流事業者向け
調査対象事業者	30,000名	40,000名
回収数	11,438名	18,685名
回収率	38.1%	46.7%
調査票発送日	令和3年10月8日	令和4年1月14日
回答期限	令和3年11月8日	令和4年1月31日
調査対象期間	令和2年9月1日～令和3年8月31日	令和3年1月1日～令和3年12月31日

○令和3年度の調査結果の概要②(令和4年5月25日公表)

2 注意喚起文書の送付

- 書面調査及び立入調査の結果を踏まえ、独占禁止法上の問題につながるおそれのあった荷主641名に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付。

文書を送付した荷主641名の内訳（大分類・中分類）

大分類 中分類	荷主数	割合	大分類 中分類	荷主数	割合	大分類 中分類	荷主数	割合
製造業	280名	43.7%	卸売業、小売業	220名	34.3%	複合サービス事業	68名	10.6%
食料品製造業	35名	5.5%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	60名	9.4%	協同組合	68名	10.6%
生産用機械器具製造業	31名	4.8%	機械器具卸売業	46名	7.2%	建設業	34名	5.3%
化学工業	30名	4.7%	その他の卸売業	30名	4.7%	総合工事業	21名	3.3%
金属製品製造業	20名	3.1%	飲食料品卸売業	27名	4.2%	その他	13名	2.0%
電気機械器具製造業	15名	2.3%	その他	57名	8.9%	その他	52名	8.1%
輸送用機械器具製造業	15名	2.3%				合計	641名	100%
その他	134名	20.9%						

(注) 業種名は、日本標準産業分類（平成25年10月改訂 総務省）による。
割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない。

○令和3年度の調査結果の概要③(令和4年5月25日公表)

3 問題につながるおそれのある事例

注意喚起文書を送付した荷主 (641名)の行為類型別内訳

行為類型	件数	割合
不当な給付内容の変更及びやり直し	351件	47.6%
代金の支払遅延	161件	21.8%
代金の減額	92件	12.5%
不当な経済上の利益の提供要請	44件	6.0%
割引困難手形の交付	38件	5.2%
買いたたき	26件	3.5%
報復措置	21件	2.8%
その他	4件	0.5%
合計	737件	100%

(注) 複数の行為類型で注意喚起文書の送付を受けた荷主が存在するため、合計の件数は前記2の荷主数641名とは一致しない。割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とにならない。

(1) 不当な給付内容の変更及びやり直し

荷主の業種		問題につながるおそれのある事例
大分類	中分類	
製造業	食料品製造業	荷主は、物流事業者に対し、10時間以上の待機をさせたが、待機料金を支払わなかった。
運輸業、郵便業	道路貨物運送業	荷主は、物流事業者に対し、指定した配送先に誤りがあったことを理由に、別の配送先に配送をさせたが、追加費用を支払わなかった。

(2) 代金の支払遅延

荷主の業種		問題につながるおそれのある事例
大分類	中分類	
製造業	家具・装備品製造業	荷主は、社内連絡が滞ったことによる事務処理の遅れが原因で、物流事業者への支払が本来の支払月よりも1か月遅れた。
建設業	総合工事業	荷主は、自社が取引先から代金を収受するのが遅れたことを理由に、物流事業者への支払を遅らせた。

○令和3年度の調査結果の概要④(令和4年5月25日公表)

(3) 代金の減額

荷主の業種		問題につながるおそれのある事例
大分類	中分類	
製造業	非鉄金属製造業	荷主は、物流事業者に対し、毎月の支払額から一律5%減じた金額を支払っていた。
建設業	総合工事業	荷主は、物流事業者に対し、毎月の支払代金に千円単位の端数があった場合、当該端数を切り捨てて支払っていた。

(4) 不当な経済上の利益の提供要請

荷主の業種		問題につながるおそれのある事例
大分類	中分類	
製造業	家具・装備品製造業	荷主は、通関手続において発生する関税・消費税を荷主において直接支払わず、物流事業者に対し、立替払いをさせた。
卸売業、小売業	飲食料品卸売業	荷主は、物流事業者に対し、「協力金」との名目で、数万円の金銭を提供させた。

(5) 買いたたき

荷主の業種		問題につながるおそれのある事例
大分類	中分類	
製造業	窯業・土石製品製造業	荷主は、物流事業者から運賃の引上げを求められたが、ほかにも低価格で運送を行う物流事業者が存在するとして取引先変更の可能性がある旨通告し、引上げに応じなかった。
建設業	設備工事業	荷主は、物流事業者からの契約金額の交渉の要望を門前払いし、最初(40～50年前)に契約した金額を継続して据え置いている。

③下請法の執行強化

- 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引が「**買ったたき**」に該当するおそれがあることの明確化【1月26日措置済】
(公正取引委員会)

- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと
- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで下請事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと

- 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の**フリーダイヤル（0120-060-110）の更なる周知徹底**【実施中】（公正取引委員会）
- 親事業者への立入調査の件数を増やすなど、**取締りを強化**するとともに、再発防止が不十分な事業者に対しては、**取締役会決議を経た上で改善報告書の提出**を求める【5月20日運用開始】（公正取引委員会・中小企業庁）
- 違反行為を行っているおそれが強い事業者を抽出し、優先的に調査するため、過去の措置実績や関係省庁が提供する情報などを一元的に管理できる**情報システムを新たに構築**【10月運用開始】（公正取引委員会）

総合点検の推進

適正な価格転嫁の実現に向けた総合点検に取り組む

- ①転嫁拒否が疑われる事案に対する緊急調査、②重点的な立入調査、③法違反が多く認められる業種における法遵守状況の自主点検など、あわせて29業種（全99業種の約3分の1）に対する価格転嫁対策の重点対応を実施。
- さらに、下請法の定期書面調査について、6月に親事業者向け7万社に発送し、11月に下請事業者向け30万社に発送予定。また、随時立入調査を実施。
- 今後、緊急調査等の結果を踏まえ、下記の転嫁拒否行為を行っている事業者に関して、多数の取引の相手方に対して行っている事案又は過去に繰り返し行っている事案について、独占禁止法に基づき企業名を公表する。
- 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- また、独占禁止法や下請法に違反する事案については、命令、警告、勧告など（これらの措置は企業名公表）、これまで以上に厳正な執行を行う。

○独占禁止法第43条

公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るため、事業者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

重点対応 29 業種

番号	業種名	番号	業種名	番号	業種名
1	総合工事業	1 1	はん用機械器具製造業	2 1	道路貨物運送業
2	食料品製造業	1 2	生産用機械器具製造業	2 2	各種商品卸売業
3	家具・装備品製造業	1 3	業務用機械器具製造業	2 3	飲食料品卸売業
4	パルプ・紙・紙加工品製造業	1 4	電子部品・デバイス・電子回路製造業	2 4	機械器具卸売業
5	印刷・同関連業	1 5	電気機械器具製造業	2 5	各種商品小売業
6	化学工業	1 6	情報通信機械器具製造業	2 6	飲食料品小売業
7	窯業・土石製品製造業	1 7	輸送用機械器具製造業	2 7	広告業
8	鉄鋼業	1 8	放送業	2 8	技術サービス業
9	非鉄金属製造業	1 9	情報サービス業	2 9	その他の事業サービス業
1 0	金属製品製造業	2 0	映像・音声・文字情報制作業		